

# 市民の会が開く 緊急シンポジウム

## 医療の良心を守る市民の会

<http://ryousin.web.fc2.com/>

ほんとうのことを知るの、なぜ難しい?

### 患者と医療者が 手をつなぐためにすべきこと

日時：平成20年3月15日(土) 13:30~17:00

会場：全日通霞ヶ関ビルディング  
千代田区霞ヶ関3-3-3

Tel 03-3581-2261 (代)

地下鉄銀座線「虎ノ門」より5分

地下鉄日比谷、千代田、丸の内線「霞ヶ関」より8分

参加費：無料(募金をさせていただきます)

定員：200名(事前登録優先)



厚生労働省は「診療行為に関連した死亡に係る死因究明等の在り方に関する検討会」を開催し、「医療事故調査委員会(仮称)」を設立する試案を公表した。また、自民党も「医療紛争処理のあり方検討会」の検討結果を公表している。

しかし、医療従事者の中に上記の検討内容の実現を根本的に反対している人たちがいることは大変残念なことである。

シンポジウムを開催し、医療事故被害者・遺族、患者、市民の立場として、「医療事故の真相解明による医事紛争の低減、そして事故から学んで再発防止に取り組み、医療の質と安全の向上につなげる中立・公正・正確な医療事故調査機関」の早期設立を望むことを訴える。

#### テーマ

「中立公正な医療事故調査  
機関の早期設立を望む」

#### シンポジスト

岩岡 秀明 (医師)

木下 正一郎 (弁護士)

佐原 康之 (厚労省)

豊田 郁子 (医療事故被害者)

山内 春夫 (医師)

#### コーディネーター

勝村 久司 (医療情報の公開・  
開示を求める市民の会 世話役)

清水 陽一 (医師)

#### 主催：

[医療の良心を守る市民の会](#)

(問い合わせ先&事前登録先)

E-mail; [liaison\\_office@yahoogroups.jp](mailto:liaison_office@yahoogroups.jp)

Fax; 047(380)9806

〒124-0012 葛飾区立石5-2-2-802

清水方

#### 後援：

[特定非営利活動法人 患者のための医療ネット](#)

愛する人が  
なぜ死んだのか、  
わからないの？

医療裁判には、  
限界があるの？

患者に  
本当のことが  
言えなくなってしまうの？

このままでは  
患者と医療者が  
歩み寄れない？

患者のためを思って行動した良心的な医療従事者を  
私たちは守り、物心両面で支えます

# 医療の良心を守る市民の会

<http://ryousin.web.fc2.com/>

## <設立趣旨>

- 1、愛する人がなぜ死んだのか知りたい、という家族の思いが叶わない
- 2、医療者同士でさえも素直に話し合えない、患者に本当のことが言えない
- 3、医療裁判での解決・真相究明には、限界がある  
という患者と医療者が歩み寄れない医療を取り巻く現実の中で、患者と医療者を、ともに守り育て支えるために、  
現状改善するための活動  
医療者と患者の架け橋となる活動  
患者のためを思って行動する良心的な医療従事者を支援する活動を、市民の手によって行うことを目的とする。

## <活動内容>

- ・ シンポジウム・セミナーなどの開催（地方を含む）
- ・ 個別支援活動プロジェクト
- ・ 地方活動支援プロジェクト
- ・ 患者・被害者からの情報収集プロジェクト
- ・ 医療者からの情報収集プロジェクト
- ・ 社会への情報発信のためのホームページ運営

## <活動参加者の条件>

- ・ 対するものへの優しさと思いやり、敬意を忘れない。
- ・ 会の活動及び参加者に不利益を生じさせる言動を行わない。
- ・ 社会及び参加者間での争議紛争を引き起こす言動をしない。
- ・ 会、及び参加者情報の持ち出しをしない。
- ・ あらゆる違法行為を禁止する。
- ・ 参加の条件に当てはまらない行為をした場合は退会・除名とします。
- ・ 市民の会は参加支援者への特別のサービスを提供するものではありません。

**会費（活動支援のための参加支援分担金）**：年度一口3千円。（学生会員は2千円）  
年度を4月から翌年3月までとする。（会費は一定とし、年度内の入会時期は問わない）  
郵便振替口座 番号：00160-7-408622 名称：医療の良心を守る市民の会  
（ご寄付も受け付けています。よろしくおねがいいたします。）

## <会の活動運営責任者>

代 表 永井 裕之 副代表 清水 陽一 事務局長 豊田 郁子

## <連絡先> E-mail; [liaison\\_office@yahoogroups.jp](mailto:liaison_office@yahoogroups.jp)

〒124-0012 葛飾区立石 5-2-2-802 清水方 「医療の良心を守る市民の会」

FAX： 047-380-9806

## 郡家医師に対する支援のお願い

2007年8月

### 医療の良心を守る市民の会

代表 永井 裕之

連絡先 E-mail:liaison\_office@yahoogroups.jp

FAX:047-380-9806

〒124-0012 葛飾区立石 5-2-2-802 清水方

新聞報道などでご存じのとおり、日本医大と同医大A医師が郡家正彦医師を被告として起こしていた名誉毀損訴訟は、2006年7月6日上告が認められず、損害賠償を認めた高裁の判決が確定しました。黒を白と言いくるめる日本医大の主張がまかり通り、事実がねじ曲げられたことに、私たちは怒りを禁じ得ません。

また、この裁判の結果、郡家医師は700万円余りの支払を余儀なくされました。郡家医師の無念は察するに余りありますし、またその負担は重く郡家医師にのしかかっていると思われまます。私たちはこの事態を放置できないと思います。

もともとこの訴訟は、大学病院の事実を隠ぺいする体質に抗し、医師としての良心に従って患者に誠実に向き合った医師に対する組織的な報復を目的として提起されたものです。このまま、郡家医師に負担を負わせたのでは、その目的を果たさせることにもなりかねませんし、また、病院の隠ぺい体質に対して良心に従って闘っている全国の医師に少なからぬ打撃を与えかねません。郡家医師の闘いは決して郡家医師だけの闘いではなく、よりよい医療を求める多くの市民を代表した闘いであり、郡家医師だけのその負担を負わせるべきではないと思います。

こうした観点から、私たちは、心ある皆様に、郡家医師に対する支援をお願いすることにしました。

下記口座に皆さんのお志をお届けいただければ幸いです。何卒よろしくお願いいたします。

郵便振替 口座番号：00160-7-427987  
口座名：医療の良心を守る市民の会 個別支援プロジェクト  
お願い：通信欄に「郡家医師支援」を明記のこと

## 名誉毀損裁判経過報告

### 1 事案の概要

本件は、日本医大及び同大学形成外科のA医師が、同大学に勤務していた郡家正彦医師によって名誉又は信用が毀損されたとして、同医師に対し損害賠償の請求訴訟を起こしたものです。訴訟に至る経過は以下のとおりです。

#### 【1997（平成9）年】

- 12月8日 患者（当時20才）が河川敷で受傷。地元の病院で、下顎骨骨折などの診断、同病院に入院
- 12月9日 同病院に来ていた日本医大A医師の診断で、同医大付属病院で整復固定手術を受けることに決定
- 12月11日 患者、日本医大付属病院に転院
- 12月15日 A医師の執刀で下顎骨の骨折2カ所の整復手術（第1助手郡家医師、第2助手O医師）。郡家医師が手術中にKワイヤーが脳内に刺入したことを目撃し、それを指摘したが、A医師はそれを否定した。（但し、A医師はその事実を否定している）術後間もなく高熱、乏尿、無尿などの症状。感染症を発症
- 12月17日 午前9時ごろCT撮影。午後6時51分、患者死亡。死因は「DICによる多臓器不全」との説明。その際、脳内刺入などの事実は一切話されなかった。

#### 【2000（平成12）年】

- 7月18日 郡家医師が患者の遺族と再会。Kワイヤーの脳内刺入の事実を伏せた等を告白し、謝罪する。
- 12月27日 遺族の申立により日本医大病院で証拠保全手続き実施

#### 【2001（平成13）年】

- 1月22日 読売新聞が報道。日本医大が記者会見。遺族も記者会見
- 2月7日 郡家医師が記者会見
- 5月17日 遺族が提訴（医療過誤訴訟、請求1億600万円）
- 12月26日 日本医大とA医師が提訴（名誉毀損訴訟、請求計1億3000万円）

### 2 裁判の経過

裁判では、ワイヤーが脳内に刺入する事故があったかどうか最大争点になりました。そして、手術中に撮られた術中レントゲン写真（正面・側面）、術後2日目に撮られた脳CT写真から、脳内刺入はあったと読影するか、なかったと読影するかが問題となりました。

2004（平成16）年7月26日、東京地方裁判所は、Kワイヤーの脳内刺入について「Kワイヤーは脳内に刺入していない。」と認定した上で、但し、そう信じたことには相当な理由があるとして日本医大等の請求を棄却する判決を言い渡しました。

2005（平成17）年11月9日、東京高等裁判所は、「Kワイヤーは脳内に刺入していない。」とした上で、そう信じたことに相当な理由もないと認定して、日本医大等の請求を認める判決を言い渡しました。

当然ながら郡家医師は上告しました。脳のレントゲンやCTの専門家30名にレントゲン写真やCTを送り意見を求めたところ、大半の専門家が脳内に刺入していると回答しました。そうして証拠も提出しましたが、最高裁は本年7月6日、実質的な審理をすることなく、上告を棄却し、高裁の判決が確定しました。やむなく、郡家医師は、日本医大とA医師に合計約700万円の支払いをしました。

以上